

令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「群馬県のスーパーフード」(仮)に係る調査及びプロモーション検討業務

2 業務の目的

消費者の食に関する健康意識が年々高まる中、群馬県では「キャベツ」「こんにゃく」「マイタケ」「シイタケ」といった、高い栄養価や健康機能性が含まれる作物が豊富に生産されている。

このような背景の中、これらの作物を「群馬県のスーパーフード」(仮)として統一的にプロモーションし、健康機能を効果的に消費者に訴求することで、群馬県産農畜産物、ひいては群馬県全体のブランドイメージ向上が期待される。

本事業は、令和8年度以降に予定している「群馬県のスーパーフード」(仮)のプロモーション実施に向け、プロモーション予定品目の健康機能に係る情報収集とその整理・精査を通じた、具体的なプロモーション内容を検討することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務の内容

下記4品目を選定し、(1)～(4)の業務を行うこと。

対象品目：①キャベツ ②こんにゃく ③マイタケ ④シイタケ

なお、業務実施の詳細は、企画提案の内容を基に委託者と協議の上で決定することとする。

(1) 対象品目に係る健康機能関連の情報収集及び科学的根拠の検証

- ① 過去10年間程度を目安に、新聞・テレビ等のマスメディア及び書籍等その他のメディアにより消費者に認知されている健康機能及び品目本来の健康機能について、情報収集すること。
- ② ①で収集した情報について、科学的根拠に基づくものであるかを検証すること。
- ③ ②の検証にあたっては、国内外の学術的な論文、文献及び研究結果等、客観性及び公共性が担保された資料等から情報収集すること。また、複数の資料等を活用すること。
- ④ ③の検証は、必要に応じて専門家等の監修を受けること

(2) マーケティング調査の実施

- ① 「群馬県のスーパーフード」(仮)のプロモーションターゲットを明確化するため、健康食品市場のマーケティング調査を行うこと。
- ② マーケティング調査の実施事項は以下のとおりとする。
 - ア 健康食品市場の規模と成長率(過去10年及び現在から5年後程度の見込み)
 - イ 主要な市場トレンドと消費者行動の変化(過去10年から現在まで)
 - ウ ターゲット顧客の特定(年齢、性別、所得、ライフスタイルなど)
 - エ 消費者の健康意識、ニーズ、購買動機、購買頻度
 - オ その他必要な調査事項があれば可能な範囲で提案を行うこと。
- ③ マーケティング調査の実施方法は、事前に委託者と協議し決定すること。

(3) 法的観点のリスク検証を含めたプロモーション及びPR方針の検討

- ① (1) 及び (2) で収集・検証した情報を基に、具体的なプロモーションを検討し、提案すること。
- ② プロモーションの検討にあたっては、優良誤認に該当しないか等、法的観点を含むリスク検証を必ず実施し、関係法令を遵守すること。
- ③ ②の検証にあたっては、食品関係の法令に精通した弁護士等の専門家へのヒアリングを実施すること。
- ④ プロモーションにあたり、「群馬県のスーパーフード」(仮)であることを効果的に消費者に訴求するため、統一的な名称を考案すること。統一名称は、群馬県の独自性を示し、かつ、既存のブランドや名称と重複しないよう留意し、法令に遵守すること。
- ⑤ プロモーションは、「群馬県のスーパーフード」(仮) 全体及び対象品目ごとに提案すること。
- ⑥ プロモーションは、令和8年度及び令和9年度は具体的な事業を提案すること。また、中期的なスケジュールとして、令和8年度を初年度とした、向こう5年間(令和12年度まで)のPR方針を含めた事業全体のロードマップを提案すること。
- ⑦ PR方針の検討に提供すべき情報等(例：県内収穫量等)は、適宜委託者から提供する。

(4) 収集・検証した情報及びPR方針の資料化

- ① (1)～(3)の業務で収集・検討した結果を集約化し、資料化(情報ブック等)すること。
- ② 集約化した資料は、専門家や有識者等の監修を経ること。

5 業務中間報告書の提出

中間報告書(速報版)を次の期日までに群馬県農政部ぐんまブランド推進課(前橋市大手町1-1-1群馬県庁19階北フロア)に提出すること。

中間報告書(速報版) 令和7年9月30日(火)まで

(1) 成果品

業務で収集・検討した速報版の電子データ(マイクロソフトワード、パワーポイントファイルなど、ファイル形式は委託者と調整)を提出すること。

- ① 4 業務内容(1)～(4)における資料(速報版)
 - ② 4 業務内容(3)におけるプロモーション戦略の提案書(実施スケジュール含む)
- ※①、②は必要に応じてグラフや図を用いるなど、視覚的にわかりやすいものとする。

6 業務報告書及び成果品の提出

(1) 業務報告書

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務報告書を作成し、電子データ(マイクロソフトワード又はパワーポイントファイルなど、ファイル形式は委託者と調整)を群馬県農政部ぐんまブランド推進課(前橋市大手町1-1-1群馬県庁19階北フロア)提出すること。

- ① 業務完了年月日
- ② 4 業務内容(1)～(4)の各業務における実施内容及び結果並びに成果品
- ③ 実施費用内訳
- ④ その他本業務に関連するもので、群馬県が指示する内容

(2) 成果品

4 業務内容 (1) ～ (4) の実施内容に係る以下について、電子データ（マイクロソフトワード又はパワーポイントファイルなど、ファイル形式は群馬県と調整のこと）で提出すること。

なお、提出時期について特に言及のないものは業務報告書と合わせて提出すること。

① 4 業務内容 (1) ～ (4) における資料

② 4 業務内容 (3) におけるプロモーション戦略の提案書（実施スケジュール含む）

※①、②は必要に応じてグラフや図を用いるなど、視覚的にわかりやすいものとする。

③ その他本業務に関連するもので、委託者が指示する内容

7 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で制作した成果物の著作権及び使用权は、受託事業者に留保されるもの（受託事業者が従来から権利を有していた受託事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、委託者に帰属するものとする。

また、受託事業者は、本業務で委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託事業者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。

本業務に関し、受託事業者が委託者から受領した資料等は、委託者の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密について他人に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) 再委託の可否

受託者は、業務の性質上、やむを得ない事情または効率的と認められる場合には、書面で委託者の承認を得たうえで、他者に再委託できる。

ただし、企画提案書における業務実施体制に記載している事業者が実施する場合には、委託者への事前の承認は不要とする。

(5) その他

① 受託者は、委託者と十分協議を行いながら事業を進めること。

検討会議や委託者との打ち合わせ等の議事録は、実施の都度、実施後1週間以内に委託者に電子メールで提出すること。

② 受託者は、月1回の定例打合せを実施し、業務の進捗状況を委託者に報告すること。

③ 受託者は、委託業務と同様又は同等の調査業務に従事した経験を有する者を中心に「業務責任者」を定め、併せて必要な数の適切な人材により業務を実施しなければならない。

④ 仕様書に記載のない事項については、その都度委託者に対して協議すること。

⑤ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後、次年度から起算して5年間保管すること。